



# わな猟免許

# 取得費補助金



富士市では、わな猟免許を取得する方への補助を行っています

## 対象者

- ・市内に居住している方
- ・その年度または前年度において、**新たに**わな免許を取得した方
- ・市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる方

## 補助内容

予備講習会受講料



狩猟免許試験手数料



合計額の **2分の1** を補助します

※100円未満の端数は切捨てとなります

## 窓口に持参いただくもの

※免許取得後に申請してください※

- ◆わな猟狩猟免許状の写し
- ◆補助の対象経費に係る領収書の写し（予備講習会、証紙代）  
※領収書は必ず、**領収日・宛名(氏名)・領収金額**が記載されているもの  
をご持参ください。
- ◆印鑑（認印可）
- ◆口座情報のわかるもの（通帳等 ※申請者ご本人の口座に限ります）

※補助金には限りがあります。免許取得後はお早めに申請いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ・提出先

富士市役所 産業交流部 農政課（5階南側）

農業振興担当 TEL：0545-55-2781